

【お知らせ】

働き方改革推進支援助成金の交付申請期間等を延長します New

適用猶予業種等については、令和6年4月の上限規制適用が目前となり、可能な限り多くの中小企業・小規模事業者を支援する必要があることから、働き方改革推進支援助成金の全てのコースについて、交付申請書の提出期日、事業実施期間の期日、支給申請書の提出期日を次のとおり延長します。

なお、令和5年11月30日以前の交付申請については、提出期日等は従前のまま変更はありません。

交付申請書の提出期日	令和5年12月28日（木）
事業実施期間の期日	令和6年2月29日（木）
支給申請書の提出期日	事業実施予定期間の最終日から起算して30日後の日 または、令和6年3月8日（金）の何れか早い日